

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	富士・東部林務環境事務所
契約締結年月日	令和 5 年 4 月 26 日
契約者名	山梨県南都留郡鳴沢村 3126 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合 組合長 外川建志
契約名	管理業務委託契約 (緑委-1)
契約金額 (税込み)	業務委託料 : 3,685,000 円
随意契約理由	<p>鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合は、当該業務区域及びその周辺地域について山梨県恩賜県有財産管理条例第 4 条に基づく保護責任を有する公共団体であり、信用確実である。また、業務区域周辺には同組合が設定する部分林も広範に存在し、長年にわたり森林の施業、管理に携わってきた経緯も持つなど、業務区域内外の地域一帯に関して比類なく精通した団体である。</p> <p>本業務は、平成子ども記念の森（第 4 1 回全国育樹祭会場跡地広場）の適切な一般公開利用に際して、芝生管理のほか、広場の保全のための定期巡視や利用状況の日毎把握等をあわせて行うものであり、常時的な業務体制を構築可能であって、かつ、当該広場及び周辺の自然条件、立地条件並びに交通事情等に至るまで幅広く熟知した者がこれを担うことが適当であるが、当該業務区域及びその周辺地域に根ざしているとともに、日頃から恩賜県有財産の保護管理における豊かな活動実績とそこから得た知見を蓄積する同組合以外には本業務を的確に実施できる者が存在せず、他に見積書を徴する者がいない。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合と随意契約し、財務規則第 1 3 7 条第 3 項の規定により見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号